

安中市

令和4年度より

★加算要件を一部緩和しました！

★【フラット35】地域連携型がご利用いただけます！

住まいりー奨励金 ご案内

～令和5年6月30日以前に定住を開始した方～



群馬県安中市 政策・デジタル推進課 移住定住係

(令和5年4月発行)

安中市住まいりー奨励金 ご案内

1. 交付対象者

次のすべての要件を満たす方が対象です。

- 安中市内に住宅を初めて取得した方(法人は除く。)
※令和3年1月1日以降に所有権保存登記又は所有権移転登記をしていること。
※住宅を共有で取得した場合は、共有者のうち1人に限る。
※相続、贈与、交換により取得したものを除く。
- 奨励金の交付の申請をする日までに、当該住宅に定住し、申請後も定住を継続する意思のある方。
※定住とは、当該住宅の所在地に住民登録し、その住宅を生活の本拠としていること。
- 市税の滞納がない方。
※共有の場合は、共有者にも市税の滞納がないこと。
- 過去に住まいりー奨励金又は安中市勤労者住宅建設利子補給金の交付を受けたことがない方。
- 暴力団員等でない方(本人を含む世帯員全員)。



★【フラット 35】地域連携型について

令和4年度より、独立行政法人住宅金融支援機構と連携！

本奨励金を交付見込みの方で、住宅金融支援機構による長期固定金利ローン【フラット 35】をご利用の場合、優遇措置として、借入金利が当初5年間、年0.25%引き下げられます。

⚠借入前に、金融機関への申請とは別に、市へ申請する必要があります。

2. 交付額(奨励金の額)

交付額は最大 25 万円です。交付額の算出方法については、【奨励金交付額(例)】をご確認ください。

○ 基本額…50,000円

(※住宅取得費用(税込)の3%相当額、上限 50,000 円)

さらに、次の要件を満たすことで、各種加算を受けることができます。

① 転入加算…50,000円

申請者(配偶者がいるときは、申請者又は配偶者)が、取得した住宅に定住するにあたって、市外から安中市へ転入した場合。ただし、転入した日から前3年間、安中市の備える住民基本台帳に記録されていない場合に限る。

② 子ども加算…20,000円

申請時に、申請者(配偶者がいる場合は、申請者又は配偶者)に中学生以下の子どもがいる場合。ただし、同居していない場合は、税法上の扶養控除を受けている場合に限る。 ※子どもの人数による加算額の増減はありません。

③ 空き家バンク加算…30,000円

取得した住宅が、安中市空き家バンク登録物件である場合。

④ 新幹線通勤加算…100,000円

申請時に、申請者(配偶者がいる場合は、申請者又は配偶者)が県外へ通勤のために定期券により新幹線を利用している場合。



【奨励金交付額(例)】 基本+加算(①+②+③+④)の場合

★住宅取得費用 500 万円 → 500 万円の 3%=15 万円
基本額上限 5 万円のため、5 万円

基本額	転入加算	子ども加算	空き家バンク加算	新幹線通勤加算
5万円	+ 5万円	+ 2万円	+ 3万円	+ 10万円

≡ **25 万円**

3. 提出書類

○ 申請者全員が提出する書類

- 安中市住まいりー奨励金交付申請書(様式第1号)
- 工事請負契約書や売買契約書など、住宅取得費用が分かるものの写し
- 建物(取得した住宅)の不動産登記事項証明書の写し
- 安中市住まいりー奨励金交付請求書(様式第4号)
- 通帳等の振込先口座名義、口座番号を確認することができる箇所の写し
※奨励金の交付決定後、交付請求書等を提出してください。

○ 各種加算を受ける場合

① 転入加算

転入した日(=取得した住宅に定住した日)から前3年間、安中市の備える住民基本台帳に登録されていないことが確認できる書類(戸籍の附票など)

※戸籍の附票…その戸籍が作られた時点からの住所の履歴を記載したもの。
戸籍の附票は本籍地の市町村役場にて取得してください。婚姻などにより本籍地を変更している場合は、前本籍地にて取得する必要があります。

② 子ども加算

中学生以下の子が申請者と同一の世帯にいる場合には添付書類は不要です。
事情により中学生以下の子と別居している場合は、申請者(又は配偶者)と子の関係を証明できる戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本、及び申請者が税法上の扶養控除を受けていることを証明できる書類(源泉徴収票、確定申告書の写しなど)を提出してください。

③ 空き家バンク加算

添付書類は不要です。申請時に、取得した住宅が空き家バンク登録物件であることをお申し出ください。

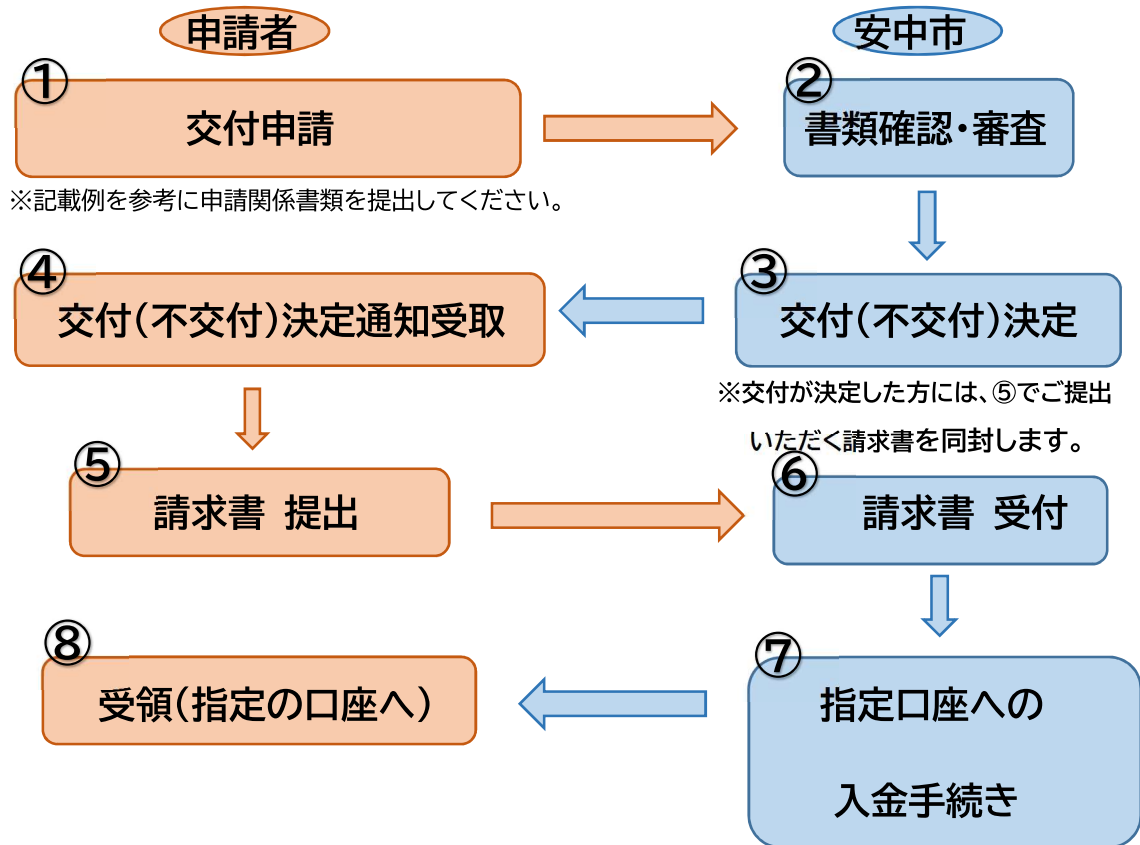
④ 新幹線通勤加算

就労及び新幹線通勤等証明書(様式第2号)及び新幹線定期券の写し

4. 申請期間

取得した住宅に定住を開始してから1年以内

◇ 申請から交付までの流れ



※請求書を提出していただいてから交付(振込)までは、1ヶ月程度を予定しています。
※振込先口座は、申請者ご本人様名義の口座に限ります。



5. 提出先・問い合わせ先

〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13(本庁舎)
安中市 企画政策部 政策・デジタル推進課 移住定住係
TEL 027-382-1111(内線 1024・1025)
メール iju-teiju@city.annaka.lg.jp

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

【記載例】



安中市住まいり一奨励金交付申請書

令和〇年〇月〇日

(宛先) 安中市長 様

提出日を記入

安中市住まいり一奨励金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	氏名	安中 太郎	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日
	住所	安中市安中〇-〇-〇〇		
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇			住民登録日
転入日（転居日）	令和〇年 〇月 〇日			
配偶者氏名	安中 花子	生年月日	登記が完了した日 (登記事項証明書の受付年月日)	
転入日（転居日）	令和〇年 〇月 〇日			
転入日の3年前までの間に市に住民登録がない者	申請者 ・ 西			
住宅取得年月日	令和〇年 〇月 〇日			
取得原因	新築 ・ 建売 ・ 中古 ・ 空き家バンク			
住宅共有者	安中 花子			
住宅取得費用	250,000円	内訳	基本額	50,000円
			加算額	200,000円
住宅取得費用	10,000,000円			

住宅の取得費用（税込）の3%
（上限5万円）+加算額

各種加算合計額

当該住宅の取得費用（税込）を記入

世帯員

続柄	氏名	生年月日	勤務先・学校・業種等
世帯主	安中 太郎	昭和〇〇年〇月〇日	〇〇商事(株)
妻	安中 花子	昭和〇〇年〇月〇日	〇〇社(パート勤務)
子	安中 元気	平成〇〇年〇月〇日	〇〇中学校3年
子	安中 みどり	平成〇〇年〇月〇日	〇〇小学校5年

申請者を含め、世帯員全員をご記入ください。同居していない家族がいる場合は、事前にご相談ください。



誓約書及び同意書

私は、安中市住まいり一奨励金交付要綱の規定に基づき、市内に初めて取得した住宅に世帯員とともに定住することを誓約します。また、全ての世帯員が奨励金の交付決定日から3年を経過する前に居住することをやめた場合のほか、安中市補助金等交付規則第14条第3項に該当した場合には、交付決定が取り消されること及び奨励金を返還しなければならないことについて承諾します。

また、奨励金の交付決定に必要な情報（**内容をご確認いただき、ご記名・押印をお願いします。**）帳に記載される情報、市税の納付状況、その他の関係資料を提出し、又は閲覧することに同意します。

申請者 住所 **安中市安中〇-〇-〇〇** 氏名 **安中 太郎**
共有者 住所 **安中市安中〇-〇-〇〇** 氏名 **安中 花子**



■又は✓

加算要件（該当する「□」にチェックして）

加算	要件	加算額
■転入加算	申請者（申請者に配偶者がいるときは、申請者又は配偶者）が本市へ転入した者であって、当該転入をした日までの3年間に本市が備える住民基本台帳に記録されたことがないこと。	5万円
■子ども加算	申請時において、申請者（申請者に配偶者がいるときは、申請者又は配偶者）に中学生以下の子（当該子が申請者と同居していない場合にあつては、所得税法等の規定により申請者の控除対象扶養親族となっているものに限る。）がいること。	2万円
■空き家バンク加算	取得した住宅が、安中市空家等バンク設置運営要綱に基づく登録空家等であること。（空き家バンク登録番号 〇〇 ）	3万円
■新幹線通勤加算	申請時において、申請者（申請者に配偶者がいるときは、申請者又は配偶者）が県外に通勤するために定期券により新幹線を利用していること。	10万円

添付書類（該当する「□」にチェックして）

- 工事請負契約書又は売買契約書等、住宅
- 建物の不動産登記事項証明書の写し
- 転入加算：戸籍の附票等、転入加算の要

子ども加算：この【記載例】の家族の場合、対象となる子が同居しているため、添付書類は不要。

□子ども加算：申請者又はその配偶者と子の関係を証明できる戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本（申請者と同一世帯の場合は、省略することができる。）

■新幹線通勤加算：「就労及び新幹線通勤等証明書（様式第2号）」及び新幹線定期券の写し等

□その他（

必要書類を添付。ご不明な点はお問い合わせください。）

就労状況・通勤方法

氏名（被雇用者等）	安中 太郎	申請者との関係	本人・配偶者
勤務先	（所在地） 東京都千代田区丸の内〇-〇-〇		
	（事業所名） 〇〇商事（株）		
	（電話番号） 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
就労年月日	H10年 4月 1日から 年 月 日まで（終期がある場合）		
就労時間	9時00分から18時00分まで		
通勤経路	安中榛名駅 ～ 東京駅（新幹線）		

上記のとおり証明します。

令和〇年 〇月 〇日

所在地 東京都千代田区丸の内〇-〇-〇
 事業所名 〇〇商事（株）
 代表者名 代表取締役社長 〇〇〇〇
 担当者名 総務部総務課人事担当 〇〇〇〇
 電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（内線〇〇〇〇）



勤務先のご担当者様に作成していただく（日付は書類作成日）。

【ご担当者様】

この証明書は、安中市住まいり一奨励金の新幹線通勤加算を証明するために必要となる書類です。記載内容について、電話等により照会させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

 ≪新幹線通勤加算申請≫申請者をご記入ください

定期券有効期間	令和〇年 〇月 〇日から 令和〇年 〇月 〇日まで
新幹線利用区間	安中榛名 駅 ～ 東京 駅

上記のとおり新幹線通勤をしていますので、定期券の写し等を添えて新幹線通勤加算を申請します。

令和〇年 〇月 〇日

提出日を記入

安中 太郎 (申請者)

新幹線通勤をしている方の記名

様式第4号（第9条関係）

捨て印



【記載例】

安中市住まいり一奨励金交付請求書

奨励金交付請求書は、市から交付決定通知書が届いた後に提出してください。

令和〇年〇月〇〇日

提出日を記入

(宛先) 安中市長 様

申請者 住所 **安中市安中〇-〇-〇〇**

氏名 **安中 太郎**



安中市住まいり一奨励金の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

1. 請求額 250,000 円

交付決定額を記入

2. 振込先 (申請者本人名義の口座に限ります。)

金融機関名	〇〇銀行
支店名	〇〇支店
預金種別	普通
口座番号	〇〇〇〇〇〇
ふりがな	あんなか たろう
口座名義	安中 太郎

通帳のコピー等を添付

3. 添付書類

通帳等の口座名義人及び口座番号を確認することができる箇所の写し

安中市住まいりー奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、安中市への移住を促進し、定住人口の増加による地域の活性化を図るため、市内に住宅を初めて取得した上で定住する者に対し、予算の範囲内において安中市住まいりー奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 奨励金の交付に関しては、この告示に定めるもののほか、安中市補助金等交付規則（平成18年安中市規則第44号）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 台所、便所、浴室及び居室を備え、利用上独立性を有するもので、専ら所有者が自己の居住の用に供するための建築物（併用住宅で延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供しているものを含む。）をいう。

(2) 定住 市内に住宅を所有し、生活の本拠として当該住宅に居住し、かつ当該住宅の所在地が住所地として住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市が備える住民基本台帳に記録されていることをいう。

(3) 取得 請負契約又は売買契約により住宅を新築又は購入（相続、贈与及び交換によるものを除く。）し、建物の所有権保存登記又は所有権移転登記を行い、当該住宅の引き渡しを受けることをいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下この条及び第6条第1項において「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 令和3年1月1日以降に市内の住宅を取得し、かつ、当該住宅を取得する前に市内の他の住宅を取得したことがない者（住宅が共有で取得された場合は、共有者のうちの1人に限る。）であること。

(2) 第6条の申請をする日までに前号の住宅への定住を開始し、当該申請後も定住を継続する意思のある者であること。

(3) 市税の滞納がない者（第1号の住宅を共有で取得している場合は、他の共有者についても同様である者に限る。）であること。

(4) 奨励金又は安中市勤労者住宅建設利子補給条例（平成18年安中市条例第166号）による利子補給金の交付を受けたことがない者であること。

(5) 安中市暴力団排除条例（平成24年安中市条例第26号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者（属する世帯の全ての世帯員についても同様である者に限る。）であること。

(交付対象費用)

第4条 奨励金の交付の対象となる費用は、住宅の新築又は購入に要する費用（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。第5条第1号及び第6条第1項第1号において「住宅取得費用」という。）とする。

(交付額)

第5条 奨励金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 住宅取得費用の3%に相当する額又は5万円のいずれか少ない額で、1,000円未満の端数を切り捨てた額
- (2) 別表に掲げる加算ごとの要件に該当するものの加算額を合算した額

(交付の申請)

第6条 奨励金の交付の申請をしようとする者（交付対象者である者に限る。以下「申請者」という。）は、安中市住まいり一奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書又は売買契約書等、住宅取得費用が分かるものの写し
- (2) 建物の不動産登記事項証明書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、別表に掲げる加算のうち次の各号に掲げるものを受けようとする申請者は、前項の書類に加え、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。ただし、第2号については、中学生以下の子が同一世帯にいる場合は、この限りではない。

- (1) 転入加算 戸籍の附票その他の別表の転入加算の要件に該当することが分かる書類
- (2) 子ども加算 申請者又はその配偶者（戸籍上の婚姻関係がある者に限る。以下同じ。）と子の関係を証明できる戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本
- (3) 新幹線通勤加算 就労及び新幹線通勤等証明書（様式第2号）及び新幹線定期券の写し等

(申請期間)

第7条 前条の申請ができる期間は、申請者が定住を開始した日から起算して1年以内とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(交付決定)

第8条 市長は、第6条の申請があったときは、これを審査し、適当と認める場合には奨励金の交付決定を、その他の場合には奨励金の不交付の決定をする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、安中市住まいり一奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(奨励金の請求及び交付)

第9条 申請者は、奨励金の交付決定を受けたときは、安中市住まいり一奨励金交付請

求書（様式第4号）に必要書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する提出を受けたときは、当該申請者に奨励金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第10条 市長は、奨励金の交付を受けた者について定期的に調査を行い、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した奨励金を返還させることができる。ただし、当該者が就労、転勤、進学、災害、病気等においてやむを得ない事情があるものとして市長が認める場合には、この限りではない。

（1）申請者が属する世帯の全ての世帯員が、第8条の交付決定の日から3年を経過するまでに当該住宅に居住しなくなったとき。

（2）奨励金の申請の内容に虚偽があるとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付決定を取り消したときは、安中市住まいり一奨励金交付決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。この場合において、奨励金の返還をさせるときは、安中市住まいり一奨励金返還命令書（様式第6号）により通知するものとする。

（奨励金の返還額）

第11条 前条第1項第1号に該当する者に奨励金を返還させる場合の返還額は、同号に該当することとなった日について次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額（1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とする。

（1）交付決定の日から1年以内の日 奨励金の全額

（2）交付決定の日から1年を超え2年以内の日 奨励金の3分の2の額

（3）交付決定の日から2年を超え3年以内の日 奨励金の3分の1の額

2 前条第1項第2号に該当する者に奨励金を返還させる場合の返還額は、奨励金の全額とする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（検討）

2 この告示の規定については、この告示の施行後5年を目途として、この告示の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

附 則（令和3年3月22日告示第37号）
この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条、第6条関係）

加算	要件	加算額
転入加算	申請者（申請者に配偶者がいるときは、申請者又は配偶者）が本市へ転入（住民基本台帳法第22条第1項に規定する転入によって定住を開始することをいう。）した者であって、当該転入をした日までの3年間に本市が備える住民基本台帳に記録されたことがないこと。	5万円
子ども加算	申請時において、申請者（申請者に配偶者がいるときは、申請者又は配偶者）に中学生以下の子（当該子が申請者と同居していない場合にあつては、所得税法（昭和40年法律第33号）又は地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により申請者の控除対象扶養親族となっているものに限る。）がいること。	2万円
空き家バンク加算	取得した住宅が、安中市空家等バンク設置運営要綱（平成29年安中市告示第81号）に基づく登録空家等であること。	3万円
新幹線通勤加算	申請時において、申請者（申請者に配偶者がいるときは、申請者又は配偶者）が県外に通勤するために定期券により新幹線を利用していること。	10万円

◎提出先・問い合わせ先

〒379-0192

群馬県安中市安中 1-23-13(本庁舎)

安中市 企画政策部 政策・デジタル推進課 移住定住係

TEL 027-382-1111(内線 1024・1025)

メール iju-teiju@city.annaka.lg.jp